⑥　「多世帯同居改修工事等（同居改修工事）」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第５項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の５第21項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

⑦　「耐久性向上改修工事」の欄には、証明申請者が法第41条の19の３第６項、第７項又は第８項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の５第22項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の３第６項又は第８項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第７項又は第８項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）」の欄に、①又は③から⑤までのいずれかにより記載するものとする。

⑵　「⑵実施した工事の内容」の欄には、法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

⑶　「⑶実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。

①　「①　住宅耐震改修」の欄のうち、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の４第２項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第383号。備考５⑶⑥及び⑧において「耐震改修費用告示」という。）」に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）を記載するものとする。

「イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額」の欄には、「ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」の欄は、法第41条の19の２第２項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載するものとする。

②　「②　高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第１項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成21年国土交通省告示第384号）」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の３第２項の規定に基づき、当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額を記載するものとする。

③　「③　一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第４項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示（平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号。備考５⑶⑥及び⑧において「省エネ改修費用告示」という。）」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の３第４項の規定に基づき、当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額を記載するものとする。

④　「④　多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第７項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示（平成28年国土交通省告示第586号）」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ　当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ　交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。